

○ 財務省告示第 182 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月 7 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 9 日

財務大臣 鈴木 俊一

- | | | |
|-----|--------------------------------------|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（30 年）（第 82 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律
第 23 号）第 46 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平
成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」
という。）の規定の適用を受けるもの
とし、その振替機関は日本銀行とす
る。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以
下「価格競争入札」という。）による
発行（以下「価格競争入札発行」とい
う。）、価格競争入札と同時に行われ
る入札であって、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額を定
めるものによる発行（以下「国債市場
特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発
行」という。）及び価格競争入札の募
入の決定をした後に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定めるも
のによる発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」と
いう。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |
| (1) | 価格競争入札
発行 | 各申込みのうち応募価格の高いもの
からその応募額を順次割り当てる。 |
| (2) | 国債市場特別
参加者・第Ⅰ
非価格競争入
札発行及び国 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限
度額の範囲内において各申込みの応
募額を割り当てる。 |

債市場特別参
加者・第Ⅱ非
価格競争入札
発行

6 発行額

- (1) 価格競争入札発行 額面金額で 680,500,000,000 円
- (2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 額面金額で 218,800,000,000 円
- (3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 額面金額で 59,000,000,000 円

7 払込金額

- (1) 価格競争入札発行 636,540,500,000 円
- (2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 204,665,520,000 円
- (3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 55,188,600,000 円

8 最低額面金額 50,000 円

9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発行日 令和 6 年 6 月 7 日

11 発行価格

- (1) 価格競争入札発行 額面金額 100 円につき 93 円 45 銭以上のそれぞれの応募価格

(2) 国債市場特別 参加者・第Ⅰ 非価格競争入 札発行及び国 債市場特別参 加者・第Ⅱ非 価格競争入札 発行	額面金額 100 円につき 93 円 54 銭
12 利率	年 1.8%
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{79}{365}$
14 初期利子	令和 6 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額 面 金 額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第 2 期以後の利子	毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
16 償還期限	令和 36 年 3 月 20 日
17 償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和 6 年 6 月 7 日